

富士市小規模工事事務取扱要領

1. 目的

この要領は、建設工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 富士市が施行する当初請負代金額200万円超2,000万円未満(補助事業も含む)の建設工事(以下「小規模工事」という。)に適用する。

なお、当初請負代金額200万円超500万円未満(補助事業も含む)の建設工事を特に「少額工事」という。

- (2) この要領に記載されていない事項については、静岡県土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、静岡県農林土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、公共建築工事標準仕様書(国土交通省営繕部監修)、公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省営繕部監修)、公共住宅建設工事標準仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会編集)及び現場説明事項、特記仕様書等(以下これらを「仕様書等」という。)を適用する。

3. 提出書類

- (1) 受注者は、建設工事の施工に当たり、別紙「土木工事に於ける契約関係書類・完成図書チェックリスト」、「建築・設備工事に於ける完成図書チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)のとおり、書類の提出を省略することができるものとする。ただし、監督員が特に提出を求めた場合は、この限りでない。
- (2) チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することであり、説明責任が要らないということではない。
- (3) 監督員・受注者は、初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。
- また、監督員は完成時にチェックリストを完成図書に添付すること。

4. 施工管理

(1) 出来形管理

出来形管理は、仕様書等に定める出来形管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

ただし、少額工事については、出来形図又は数量計算書を提出することによりこれに代えることができるものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、仕様書等に定める品質管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

ただし、少額工事については、受注者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。

(3) 写真管理

写真管理は、仕様書等に定める写真管理基準により行うものとする。

なお、少額工事については、次によるものとする。

ア 着手前及び完成時の写真

イ 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

ウ その他必要とする写真は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

5. 少額工事における監督員・受注者等

(1) 監督員は、受注者が自主管理の体制(工程、出来形、品質、写真、交通、安全等)を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。

(2) 受注者は、自主管理の体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、仕様書等の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理(コントロール)することをいう。

(3) 受注者は、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

6. その他

この要領の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月13日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。